

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

平成31年 3 月 20 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団規則第 4 号

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則の一部を改正する規則

大阪広域水道企業団聴聞等の手続に関する規則（平成23年大阪広域水道企業団規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 — 5 （略） <u>（泉南市、阪南市、豊能町、忠岡町、田尻町及び岬町との水道事業の統合に伴う経過措置）</u> <u>6 平成31年 4 月 1 日前に泉南市聴聞等の手続に関する規則（平成16年泉南市規則第11号）、阪南市聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成13年阪南市規則第28号）、豊能町聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年豊能町規則第 3 号）、忠岡町聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年忠岡町規則第 9 号）、田尻町聴聞等の手続に関する規則（平成12年田尻町規則第16号）又は岬町聴聞等の手続に関する規則（平成 6 年岬町規則第14号）（次項において「市町の規則」という。）の規定によりなされた聴聞に係る手続その他の行為のうち、水道事業に係るものは、この規則中にこれに相当する規定がある場合には、当該規定によりなされたものとみなす。</u> <u>7 市町の規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則の様式により作成した用紙として使用することができる。</u>	附 則 1 — 5 （略）

附 則

この規則は、平成31年 4 月 1 日から施行する。